

N I A C T

第 32 期

事 業 報 告 書

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、「第32期事業報告書」（2023年4月1日～2024年3月31日）
をお届けさせていただきますので、どうぞご高覧下さいませようお願い
申し上げます。

2024年6月

代表取締役社長 辻 本 政 美

会 社 の 概 要

(2024年3月31日現在)

社 名	長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
設 立 年 月 日	1992年9月14日
発行可能株式総数	32,000株
発行済株式総数	21,660株
資 本 金	10億8,300万円
株 主 数	51名

目 次

事業報告	1
貸借対照表	8
損益計算書	9
株主資本等変動計算書	10
個別注記表	11
事業報告の附属明細書について	16
会計監査人の監査報告書謄本	17
監査役の監査報告書謄本	20

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが2023年5月より「5類」に移行したことに伴い、全国的な移動制限措置が取られなくなったことや、政府による旅行支援により人流が活性化したことで、2023年度の長崎空港における国内線乗降旅客数は約285.8万人と、前期比で11.1%増加、最も乗降旅客数の多かった2018年度と比較しても89.3%の水準まで回復しております。

一方、2023年度の長崎空港発着の国内航空貨物は、累計で約5,450トンとなり、前期比で約31.7%増加しているものの、2019年度累計比では55.5%減少となっております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大により減便となった便数が復便となったものの、航空機材については、一部がまだ小型機のまま中型機に戻っていない機材もあり、コンテナ輸送が出来ず輸送力も確保できないことによるものです。また、国際航空貨物に関しても、輸出貨物については定期便が運休していた中国東方航空が昨年10月30日から再開をしたものの、福島原子力発電所処理水を起因とする中国の輸入制限処置もあり、今年度は長崎空港発輸出貨物の取扱いはありませんでした。輸入貨物については、羽田、成田経由の保税貨物の取扱いが14件3.3トンあり、今後は大型客船の長崎港、佐世保港への寄港も徐々に見込まれることから、貨物代理店と連携を取りながら船用品等の輸入貨物の誘致に取り組んで参ります。

テナントの賃貸事業に関しましては、空港拡張工事のオフィスとして工事業者に賃借いただき家賃収入を確保しました。しかしながら、昨年8月に1室、今年2月に1室、契約工事の終了にともない退居しているため、引き続き次期工事入札業者や航空貨物代理店等に対し、入居に向けたアプローチに努めてまいります。

当社の第32期（2023年度）営業概況は次のとおりです。

売上高（営業収入） 97,894千円 対前期比 4,693千円増加 （5.0%）
内訳は次のとおりです。

①家賃収入	96,233千円	対前期比	4,711千円増加	(5.1%)
②貨物取扱収入	46千円	対前期比	89千円減少	(△65.9%)
③国内貨物取扱収入	1,207千円	対前期比	293千円増加	(32.1%)
④ビル・その他収入	406千円	対前期比	222千円減少	(△35.3%)

賃貸事業の概況は、次のとおりです。

①退居となった案件

前年度工事業者が新規入居した賃貸物件2件は2023年8月に1室、2024年2月に1室が退居となりました。

貨物の扱別概況は、次のとおりです。

貨物取扱事業 取扱数量合計 3.3トン 対前期比 1.4トン減少 (△30.1%)

内訳は次のとおりです。

①輸出扱 (定期便) 無 対前期比 無

2023年10月まで中国東方航空上海線が運休しており取扱実績はありません。

②輸出扱 (保税貨物) 無 対前期比 無

取扱実績はありません。

③輸入扱 (定期便) 無 対前期比 無

2023年10月まで中国東方航空上海線が運休しており取扱実績はありません。

④輸入扱 (保税貨物) 3.3トン 対前期比 1.1トン減少 (△25.8%)

(注) 重量は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

営業費用は、78,533千円 対前期比 4,229千円増加 (5.7%)
となりました。

増加した主な費用は次のとおりです。

①修繕費 8,620千円 対前期比 3,381千円増加 (64.6%)

②支払報酬 2,080千円 対前期比 780千円増加 (60.0%)

③地代家賃 6,001千円 対前期比 219千円増加 (3.8%)

減少した主な費用は次のとおりです。

①人件費 12,997千円 対前期比 493千円減少 (△3.7%)

②減価償却 21,816千円 対前期比 291千円減少 (△1.3%)

③水道光熱費 5,011千円 対前期比 98千円減少 (△1.9%)

営業利益は、19,361千円 対前期比 464千円増加 (2.5%)
となりました。

営業外収益は、2,016千円 対前期比 1,046千円減少 (△34.2%)
となりました。

内訳は次のとおりです。

①受取利息 54千円 対前期比 2,000千円減少 (△97.4%)

②有価証券利息 1,738千円 対前期比 733千円増加 (73.0%)

③雑収入 224千円 対前期比 220千円増加 (6,089.6%)

経常利益は、 21,377千円 対前期比 582千円減少 (△2.7%)
となりました。

特別利益は、 8,000千円 対前年比 8,000千円増加 (全増)
内訳は次のとおりです。

①国庫補助金収入 8,000千円 対前年比 8,000千円増加 (全増)

特別損失は、 8,000千円 対前年比 8,000千円増加 (全増)
内訳は次のとおりです。

①固定資産圧縮損 8,000千円 対前年比 8,000千円増加 (全増)

法人税等は、 5,810千円 対前期比 446千円増加 (8.3%)

法人税等調整額は、 83千円

となりました。

結果、当期純利益は15,484千円 対前期比3,782千円減少 (△19.6%)
となりました。

(2) 設備投資の状況

空調機改修工事 8,000千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

1) 売上拡大への対応

国内貨物取扱事業に関して、今年度はオリエンタルエアブリッジ搭載による福江-長崎空港の航空貨物取扱重量が2023年度計で25.3tと順調に推移しており、五島市場等からの生鮮品を中心に、長崎空港経由東京、大阪市場向けの航空便利用を引き続き推進して参ります。一方国際貨物事業に関しては、中国東方航空の運航再開に伴い航空貨物代理店へのアプローチや、行政、長崎県貿易公社等とも連携しながら、羽田、成田経由の輸出入貨物の取扱い拡大の可能性を引き続き検討して参ります。

また、現在空室になっている3室につきましても、引き続きテナントの確保に努めてまいります。

2) 施設の品質維持

当施設は供用開始後30年が経過しており、経年劣化に伴う修繕費も増えてきている状況にあることから、今後もカーボンニュートラルを考慮しながら計画的な更新を進めて利用しやすい施設の実現に努めて参ります。

3) 資金の運用

現在、余裕のある現預金等の範囲内で運用し利益確保に努めておりますが、今年度下半期にも比較的安全とされている電力債を規程の範囲内で購入、運用し一定の利益を確保しております。今後も引き続き有効な資金運用に努めて参ります。

このように取り巻く環境は依然厳しい状況が続いておりますが、収入の確保と効率的な事業運営に取り組み、収益の確保に努めて参る所存でございますので、株主の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第28期 (2019年度)	第29期 (2020年度)	第30期 (2021年度)	第31期 (2022年度)	第32期 (2023年度)
売 上 高	88,210	86,622	81,543	93,201	97,894
経 常 利 益	2,648	3,967	5,838	21,960	21,377
当 期 純 利 益	3,357	5,008	4,732	19,266	15,484
1 株 当 り 当 期 純 利 益	155	231	218	889	714
純 資 産	966,672	971,681	976,413	995,680	1,011,164
総 資 産	992,020	997,140	999,129	1,025,008	1,037,907

(注) 1株当たり当期純利益のみ単位は円であり、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容

航空貨物ターミナルの経営

貨物の荷役、保管及び梱包

店舗、事務所、上屋、倉庫、荷捌施設の管理及び賃貸

(7) 従業員の状況

(2024年3月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	1名	0名	63.0才	2.7年
女	1名	0名	24.0才	2.0年
合計又は平均	2名	0名	43.5才	2.4年

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 32,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,660株
- (3) 株 主 数 51名
- (4) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	議 決 権 比 率
長 崎 県	5,300株	24.47%
長崎空港ビルディング株式会社	3,580	16.53
日 本 航 空 株 式 会 社	1,400	6.46
大 村 市	1,060	4.89
日 本 通 運 株 式 会 社	1,000	4.62
ANAホールディングス株式会社	1,000	4.62
株式会社十八親和銀行	840	3.88
西九州倉庫株式会社	600	2.77
松藤商事株式会社	520	2.40
安達株式会社	520	2.40
名鉄ゴールデン航空株式会社	400	1.85

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2024年3月31日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	辻本政美	長崎空港ビルディング株式会社 (専務取締役)
代表取締役専務	橘浩司	
取締役	小川雅純	長崎県 (地域振興部長)
取締役	皆良田保	長崎空港ビルディング株式会社 (航空部長)
取締役	半明健治	日本航空株式会社 (日本地区貨物販売支店九州販売部部长)
取締役	山下健一郎	大村市 (副市長)
取締役	勝部昭男	株式会社ANA Cargo (常務取締役)
取締役	諸岡孝彦	日本通運株式会社 (福岡航空支店長)
取締役	辻宏成	西九州倉庫株式会社 (代表取締役社長)
取締役	松藤章喜	松藤商事株式会社 (代表取締役)
取締役	安達賢一郎	安達株式会社 (取締役会長)
監査役	長濱海介	

- (注) 1. 監査役 長濱海介氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 2023年6月26日開催の第31期定時株主総会終結の時をもって、遠藤真琴氏は取締役を辞任し、代表取締役専務を退任いたしました。
3. 2023年6月26日開催の第31期定時株主総会において、取締役 橘浩司氏が選任され、同日開催の第2回取締役会において、代表取締役専務に就任いたしました。
4. 2023年6月26日開催の第31期定時株主総会終結の時をもって、取締役 早稲田智仁氏、手島淳氏、渡邊圭二氏、白木原茂氏の4氏が辞任いたしました。
5. 2023年6月26日開催の第31期定時株主総会において、取締役 小川雅純氏、半明健治氏、勝部昭男氏、諸岡孝彦氏の4氏が選任され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	1名	4,822千円	(うち社外	0名	0円)
監査役	1名	540千円	(うち社外	1名	540千円)

(3) 社外監査役に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	長 濱 海 介	当事業年度に開催の取締役会の全てに出席、また、業務・財産の状況について聴取しかつ重要な決裁書類等を査閲するなど監査業務を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

公認会計士 手塚智三郎

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	1,400千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	該当なし

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、2006年6月6日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に基づき、内部統制システム構築の基本方針として「取締役に関する体制」「監査役に関する体制」を整備していくことを決議しております。

N I A C T行動憲章、N I A C Tコンプライアンス規程の制定をはじめとして内部統制システムの整備に順次努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款の定めを設けておりませんので、該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	381, 175, 878	流 動 負 債	21, 228, 577
現金及び預金	367, 391, 643	未 払 金	4, 760, 110
売 掛 金	204, 929	未 払 費 用	1, 904, 846
未 収 入 金	10, 749, 392	未 払 法 人 税 等	5, 938, 600
未 収 収 益	949, 392	未 払 消 費 税 等	668, 200
前 払 費 用	1, 880, 522	預 り 金	178, 955
		前 受 金	7, 462, 529
		賞 与 引 当 金	315, 337
固 定 資 産	656, 731, 344	固 定 負 債	5, 513, 976
有形固定資産	246, 501, 455	受 入 保 証 金	5, 513, 976
建 物	230, 737, 717		
構 築 物	14, 862, 777		
車 両 運 搬 具	1	負 債 合 計	26, 742, 553
工 具 器 具 備 品	900, 960		
無形固定資産	18, 000	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	18, 000	株 主 資 本	1, 011, 164, 669
投資その他の資産	410, 211, 889	資 本 金	1, 083, 000, 000
投資有価証券	401, 903, 879	利 益 剰 余 金	△ 71, 835, 331
長期前払費用	5, 720, 010	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 71, 835, 331
繰延税金資産	2, 588, 000	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 71, 835, 331
		純 資 産 合 計	1, 011, 164, 669
資 産 合 計	1, 037, 907, 222	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1, 037, 907, 222

損益計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
売 上 高	97,894,717
売 上 原 価	51,883,480
売上総利益	46,011,237
販売費及び一般管理費	26,650,201
営業利益	19,361,036
営業外収益	2,016,867
受取利息	54,097
有価証券利息	1,738,645
雑収入	224,125
経常利益	21,377,903
特別利益	8,000,000
国庫補助金収入	8,000,000
特別損失	8,000,000
固定資産圧縮損	8,000,000
税引前当期純利益	21,377,903
法人税、住民税及び事業税	5,810,791
法人税等調整額	83,000
当期純利益	15,484,112

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：円)

	株 主 資 本				株主資本 合 計	純資産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金				
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	1,083,000,000	△ 87,319,443	△ 87,319,443	995,680,557	995,680,557	
当 期 変 動 額	—	—	—	—	—	
当 期 純 利 益	—	15,484,112	15,484,112	15,484,112	15,484,112	
当期変動額合計	—	15,484,112	15,484,112	15,484,112	15,484,112	
当 期 末 残 高	1,083,000,000	△ 71,835,331	△ 71,835,331	1,011,164,669	1,011,164,669	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産 定額法

(3) 引当金の計上基準

1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

家賃収入に係る収益は、賃貸借契約に基づき時の経過に応じて収益を認識しております。

電力の使用に係る収益は、顧客が使用する電力について、顧客との賃貸借契約に基づいて使用量に応じて収益を得ており、顧客へ電力を供給する履行義務を負っております。当該賃貸借契約に基づく電力の供給は一定の期間に渡り履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

1) 当事業年度の計算書類に計上した額

	当事業年度
有形固定資産	246,501,455円
無形固定資産	18,000円
減損損失	—

2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、不動産賃貸業および貨物取扱事業を営んでいるものの有形固定資産は主に不動産賃貸事業で利用されており、また事業拠点は1拠点であることから賃貸不動産を単一の資産として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる場合については、当初の投資回収見込みを下回ることとなった場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

1) 当事業年度の計算書類に計上した額

	当事業年度
繰延税金資産	2,588,000 円

2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

当該課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額の合計額 841,459,124円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 21,660株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する事項
該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失及び未払事業税であります。
なお、回収可能性等を勘案した結果、評価性引当額を計上しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、2022年度から「資産運用規程(2022年4月1日施行)」により、安全性の高い公社債等の有価証券を、満期保有を前提として運用し、必要な資金は当面使用予定のない余裕資金にて取得しており、安全・確実な運用を心がけております。

売掛金及び未収入金等の営業債権は、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い把握する体制をとっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(単位：円)

	貸借対照表計上額(※)	時 価 (※)	差 額
① 売 掛 金 及 び 未 収 入 金	10,954,321	10,954,321	—
② 投 資 有 価 証 券	401,903,879	398,640,000	△ 3,263,879
③ 未 払 金	(4,760,110)	(4,760,110)	—
④ 受 入 保 証 金	(5,513,976)	(5,513,976)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)1. 時価の算定に用いたインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①売掛金及び未収入金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

②投資有価証券

これらの時価は相場価格を用いて評価しております。電力債（社債）は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

③未払金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④受入保証金

これらの時価は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大村市内において、本社建物を賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
152,018,614円	152,600,703円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として不動産鑑定士による評価に基づいて算定した金額であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 46,683円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 714円87銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

「事業報告の附属明細書」について

第32期事業報告書には、特筆すべき重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

謄本

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
取締役会 御中

2024年5月20日

公認会計士手塚智三郎事務所
長崎県長崎市

公認会計士 手塚 智三郎 印

監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、長崎国際航空貨物ターミナル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注

記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

謄本

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
代表取締役社長 辻本政美様

2024年5月21日

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
監査役 長瀬海介印

当監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査方針に基づき審査のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

監査役は、取締役等との意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。併せて重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制に関しては、取締役会決議及び当該決議に基づいた整備状況を検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、体制整備に関する取締役会議及び当該体制整備に関する取締役の職務の執行について、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、公認会計士 手塚 智三郎氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。